

山口大学医学部附属病院で実習・研修に参加される方へ

令和7年9月8日
山口大学医学部総務課

現在、実習・研修の受け入れをしておりますが、参加にあたっての要件等を以下のとおり定めますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

【参加要件】

山口大学医学部附属病院内で実習等に参加する学生及び研修生は、実習及び研修にあたって、以下の条件を満たした者のみ参加を許可する。

- (1) 咽頭痛、咳、鼻水など体調に異変がなく、37℃以上の発熱がないこと。
- (2) 山口大学医学部附属病院内では、常時不織布マスクを着用し、手指消毒を徹底すること。なお、ゴーグルもしくはフェイスシールドについては、各病院実習等担当部署の指示に従うこと。
- (3) 各病院実習等担当部署が定める個別のルールに従うこと。

【体調不良及び感染等があった場合の対応等について】

体調不良及び感染等（以下「体調不良等」という。）があった場合は、以下の規定に準じて対応する。
なお、体調不良等となった場合は、必ず（5）の連絡先に連絡すること。

(1) 体調不良の場合

咽頭痛、咳、倦怠感、呼吸苦など体調の異変や、37℃以上の発熱があるときは、病院実習等を中断し、必要に応じて医療機関を受診し、症状軽快するまでは自宅待機を行うこと。ただし、軽症の場合は、自己検査（抗原定性検査）で陰性が確認できれば病院実習等を参加可能とする。

(2) 新型コロナウイルスに感染した場合

発症日を0日目として、5日間自宅待機のうえ、解熱剤使用なく解熱しているかつ症状軽快している場合に6日目から病院実習等を参加可能とする。

また、本院ホームページから「感染症報告フォーム」(<https://www.yamaguchi-u.ac.jp/hosp/trainee.html>) をダウンロードして総務課研修支援係まで報告すること。

(3) 新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者となった場合

①外出自粛は求めない。

②症状が出現した場合は、病院実習等を中断し、必要に応じて医療機関を受診し、症状軽快するまでは自宅待機を行うこと。

(4) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「施行規則」という。）第18条に基づく第一種・第二種・第三種感染症（※）に感染した場合

①感染症（学校感染症）に罹患またはその疑いがあるときは、病院実習等を中断し、医療機関を受診すること。

②罹患が確認されたら、直ちに本院ホームページから「感染症報告フォーム」をダウンロードして報告すること。

③医療機関または総務課の指示に従い、自宅待機すること。

④自宅待機期間は、施行規則第19条を準用する。

(5) 上記（1）から（4）に該当した場合の連絡先

実習責任者及び総務課

総務課の連絡先：総務課研修支援係 TEL:0836-85-3138

E-mail:me277@yamaguchi-u.ac.jp

（次ページへ続く）

※参考：学校保健安全法施行規則第 18 条に定める学校感染症の種類

第 1 種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってはその血清型が H5N1 であるものに限る。） ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第 2 種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第 3 種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 ＊この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟属腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）